

小児慢性特定疾病医療費助成 更新申請手続きについて

受付期間：令和8年12月1日(火)～令和9年3月31日(水)

2026年03月半田保健所

小児慢性特定疾病医療費助成制度について

- 現在の受給者証の有効期限は令和9年3月31日です。
 以降も助成を希望される方は、次の2、3ページの更新申請書類をそろえて、半田保健所または美浜駐在へ提出してください。なお、更新申請をされるかどうかにつきましては、任意であることを申し添えます。
- 県庁での医療意見書の審査および交付までに、2か月以上かかります。4月1日までに受給者証をお届けするために、令和9年1月末までに申請をお願いします。
 ※2月以降の申請の場合、4月1日までに発行されません。また、12月・1月中の申請でも、審査状況によっては4月1日までに発行されない場合がありますので、できる限りお早めの申請をお願いいたします。
- 18歳以上(申請日時点)の患者様は法令により、3月末の有効期間終了後は再新規申請の受付ができません。継続希望の場合は、3月末までに必ず更新手続きをしていただくようお願いします。
- 自己負担上限月額表 (単位：円)

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割		
			自己負担上限月額 (外来+入院+薬代+訪看等)		
			一般	重症 (※1)	人工呼吸器等 装着者(※2)
生活保護 (A)	①生活保護受給者 ②血友病患者 ③中国残留邦人対象世帯 ④境界層減免対象世帯		0		
低所得Ⅰ (B1)	市町村民税 非課税世帯	申請者の年収 80.9万円以下	1,250		500
低所得Ⅱ (B2)		申請者の年収 80.9万円超え	2,500		
一般所得Ⅰ (C1)	市町村民税課税以上 所得割7.1万円未満		5,000	2,500	
一般所得Ⅱ (C2)	市町村民税(所得割) 7.1万円以上25.1万円未満		10,000	5,000	
上位所得 (D)	市町村民税(所得割) 25.1万円以上		15,000	10,000	
入院時の食事療養費			1/2自己負担		

※1「重症」とは、次の①又は②に該当する方です。

- ① 高額治療継続者：医療費総額が5万円/月を超える月が年間6回以上ある場合。
- ② 重症患者認定基準：小児慢性特定疾病重症患者認定基準に該当する場合。

※2「人工呼吸器等装着者」とは、人工呼吸器又は体外式補助人工心臓を常時使用している方が対象です。

問い合わせ先

- 半田保健所 総務企画課 (0569)-21-3341 〒475-0903 半田市出口町1丁目45番地4
- 半田保健所 美浜駐在 (0569)-82-0078 〒470-2409 知多郡美浜町大字河和字上前田403

更新申請の書類について

● 全員に必要な書類

①	小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書 および 各同意書	保健所で用意しています。②から⑬までの書類を揃えて、保健所へお越しください。
②	医療意見書（診断書）	診断書の記載日から概ね3か月以内のもの。 ※「医療意見書作成依頼票」を使って、小児慢性指定医に作成をご依頼ください。
③	「世帯全員の住民票の写し」の原本	役場で取得できます。「続柄」必須で、発行から概ね3か月以内のもの。 ※「個人番号記載有」の場合、⑤と兼ねることができます。
* 以下④⑤⑥の書類は、患者の加入する公的医療保険の種別により、提出・確認が必要となる対象者が異なります。		患者の加入する医療保険の種別と各書類の対象者
		被用者保険 (社会保険・共済組合)
		国保・国保組合
④	<p>公的医療保険の加入状況の確認</p> <p>以下いずれかの方法により、対象者全員確認します。</p> <p>i) 紙の証明書の写し（以下いずれか）を提出する</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格確認書 資格情報のお知らせ マイナポータルから取得する「医療保険の資格情報」の pdf <p>ii) マイナンバー情報連携を利用する</p> <p>個人番号を利用して、行政システム上で加入保険情報を確認することを同意していただくことで、紙の証明書の提出は省略する。 ※情報連携を利用できるのは、加入医療保険の種別(「社会保険」「共済組合」「市町村国保」「国保組合」)が明らかな場合に限りです。 ※情報連携により保険情報を確認できなかった場合、後日「i)紙の証明書の写し」のご提出が必要になりますので、予めご了承ください。</p>	<p>取得方法は3ページ下部参照</p> <p>被保険者と患者本人 2人分</p> <p>※被保険者とは、扶養している方のこと</p>
⑤	<p>個人番号（マイナンバー）の確認</p> <p>申請書の裏面に対象者のマイナンバーを記入して頂きます。突合・身元確認のため、以下いずれかお持ちください。</p> <p>ア) 個人番号が記載された「世帯全員の住民票の写し」 ※「続柄」も記載有りの場合、③と兼ねることができます。</p> <p>イ) 個人番号（マイナンバー）カード</p> <p>ウ) 個人番号の通知カード ※住民票と記載事項が一致する場合に限る</p>	住民票上で患者と同じ保険に加入する 全員分
⑥	<p>令和8年度の市町村民税の課税状況が確認できる書類</p> <p>以下いずれかの書類を提出してください。</p> <p>ア) 所得・課税証明書【役場】 ※非課税の方は「非課税証明書、収入金額記載有り」</p> <p>イ) 給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書【勤め先】</p> <p>ウ) 市町村民税の税額決定・納税通知書【市町村】</p> <p>※源泉徴収票・確定申告書では受付できません。 ※1月1日時点で政令都市（名古屋市等）に住所を有していた方は、「ア：所得・課税証明書」でしか受付できません。</p>	<p>被保険者 1人分(※)</p> <p>※被用者で2人分必要な場合があります ・患者が18歳以上で被保険者が非課税の場合、患者の分も ・患者が18歳未満で被保険者かつ非課税の場合、保護者の分も</p>
⑦	<p>現在お使いの受給者証 および</p> <p>2か年度分の自己負担上限額管理表</p>	高額治療継続者(1ページ参照)に該当するかどうかを判定するため、申請月から過去1年分の医療費を確認します。

更新申請の書類について

● 該当する場合に必要な書類

⑧	<p>市町村民税非課税世帯の方 以下の給付を受けている場合、 その金額を証明する書類の写し (※)</p> <p>障害年金、遺族年金、寡婦年金、 労災障害補償給付、特別児童扶養手当、 障害児福祉手当、特別障害者手当、 国民年金法等の一部を改正する法律附則 第97条第1項の規定による福祉手当</p> <p>(※)「金額を証明する書類の写し」は、以下いずれか ・ 暦年での振込額が確認できる通帳の写し ・ 2か年度分の年額決定通知書の写し</p>	<p>非課税世帯に該当する場合、申請者の収入金額により自己負担上限月額を決定します。左記に該当される場合は提出してください。</p> <p>なお、左記の給付および「⑥非課税証明書、収入金額記載有り」の合計が80.9万円を超えることが明らかである場合は、その旨申告して頂ければ、左記の書類の提出は省略可能です。(⑥は必須書類です)</p>
⑨	<p>重症申告書(様式第3号) および 身体障害者手帳・療育手帳の写し</p>	<p>小児慢性特定疾病重症患者認定基準に該当し、申告される方は提出してください。承認された場合、自己負担上限額が軽減されます。</p> <p>* 手帳をお持ちの方は該当する可能性がありますので、ご提示ください。</p>
⑩	<p>人工呼吸器装着者証明書(様式第4号)</p>	<p>医師に作成していただく証明書です。 人工呼吸器等の生命維持装置を常時使用している方が対象で、自己負担上限額が500円で認定されます。</p>
⑪	<p>世帯員の指定難病および小児慢性の受給者証の写し</p>	<p>医療保険上の同一世帯内に指定難病および小児慢性の受給者がいる場合、「世帯内按分特例」に該当し、自己負担上限額が軽減されます。その受給者証の写しを提出してください。</p>
⑫	<p>生活保護受給証明書 または 境界層該当証明書</p>	<p>左記に該当する方は提出してください。 なお、該当する方は「⑥課税状況が確認できる書類」の提出は不要です。</p>
⑬	<p>[血友病患者の方] 特定疾病療養受療証の写し</p>	<p>左記に該当する方は提出してください。 なお、該当する方は「⑥課税状況が確認できる書類」の提出は不要です。</p>

マイナポータルで医療保険の資格情報を確認する方法

